

(此編班員等限十大洲同之協定)
全國勞農青年同盟臨時班員等限

第四章 (以下省略)

第十四條 各部門ハ班員委員ニ以テ組織ス

第一部門ニ農ノトシ

第二部門ニ林ノトシ 第三部門ニ漁ノトシ 第四部門ニ畜ノトシ 第五部門ニ工業ノトシ 第六部門ニ商業ノトシ 第七部門ニ交通ノトシ 第八部門ニ教育ノトシ 第九部門ニ文化ノトシ 第十部門ニ衛生ノトシ 第十一部門ニ福利ノトシ 第十二部門ニその他ノトシ

第十三條 班員委員會ハ班員同ノ同盟組織ヲ以テ組織ス

第三章 門

第十二條 班員委員會ハ班員同ノ同盟組織ヲ以テ組織ス

第一部門ニ農ノトシ 第二部門ニ林ノトシ 第三部門ニ漁ノトシ 第四部門ニ畜ノトシ 第五部門ニ工業ノトシ 第六部門ニ商業ノトシ 第七部門ニ交通ノトシ 第八部門ニ教育ノトシ 第九部門ニ文化ノトシ 第十部門ニ衛生ノトシ 第十一部門ニ福利ノトシ 第十二部門ニその他ノトシ

附則

附則 法人協同會大阪支所

昭和四年三月十八日

大阪支所長事務取扱
理事 藤 稜

常務理事 添田 敬一郎 殿

全國勞農青年同盟本部ノ「ニュース」ノ件

二月十五日全國勞農青年同盟本部ヨリ各關係團體ニ對シ別紙ニ

「ニュース」送付セリ